

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人全国災害救助犬協会（以下「乙」という。）とは、浦安市域で災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時における救助犬の出動に関し、次のおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、災害救助犬の出動を要請することができる。

- (1) 市域で災害が発生し、倒壊家屋や土砂等に埋もれた者の捜索・救助活動に援助が必要な場合
- (2) その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（協力の履行）

第2条 乙が救助犬とともに出動したときは、原則として、甲の現場責任者の指揮の下に、捜索・救助活動の援助を行うものとする。

2 前項の業務を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の負担）

第3条 第2条第1項の規定により甲が要した業務を乙が実施した場合に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲・乙いずれも協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間期間を延長することとし、それ以後についても同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲・乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年2月14日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎秀樹

乙 富山県富山市上野332-3
特定非営利活動法人全国災害救助犬協会
理事長 黒川哲男